

半島振興対策の概要

半島振興のあらまし

1 半島振興法の成立

(1) 半島振興の必要性：

地理的な制約条件から多くの課題を抱える半島地域の振興を図ることが必要

いわゆる半島地域は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れているなどの制約の下にあり、産業基盤や生活環境の整備等につき他の地域と比較して低位にある。このようなことから、多くの半島地域においては、人口の減少、高齢化の進行など様々な課題を抱えるようになっており、地域住民の生活の向上、国土の均衡ある発展等の観点から、こうした半島地域の振興を図ることの重要性が強く指摘されるようになった。

(2) 「半島振興法」の成立：

関係各方面の強力な支持により、昭和60年に議員立法として成立

(1)のような状況を踏まえ、また、半島地域を抱える地方公共団体関係者等からの切実な要望を受けて、各政党においては、重要政策課題としてこの問題に積極的に取り組んだ。その結果、昭和60年、衆議院建設委員長提出の議員立法として、半島振興法が制定された。

2 半島振興法成立後の経緯

(1) 半島振興法の一部改正：昭和63年、半島振興上必要な措置を追加する改正

半島地域の振興上重要な交通基盤の整備を促進するため、昭和63年、以下の事項を追加することを内容とする半島振興法の一部改正が行われた。

半島循環道路等の整備、基幹的な市町村道等の整備、小型航空機用飛行場等の整備

(2) 半島振興法の延長及び一部改正：法の期限を平成16年度末に延長する等の改正

半島振興法は、平成7年3月末日がその期限となっていたが、半島地域が産業基盤や生活環境の整備等の面で依然として低位にある状況を踏まえ、平成7年に同法が改正され、平成17年3月末日まで期限が延長された。

また、その際、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、高齢者の福祉の増進、地域文化の振興等に係る配慮規定の追加等の改正も併せて行われた。

半島振興法の概要

1 半島振興対策実施地域の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、都道府県知事の申請に基づき、半島振興対策実施地域を指定することとされている。(現在、23地域(22道府県))

2 半島振興計画の作成

半島振興対策実施地域の関係都道府県知事は、半島振興計画を作成しなければならないこととされている。(あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得ることが必要。計画期間は、おおむね10年間)

半島振興計画の主な内容

基本方針、交通施設・通信施設の整備、産業振興・観光開発、水資源の開発・利用、生活環境の整備、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育・文化の振興等

3 具体的な支援措置

半島振興計画の円滑な達成等を図るとともに、地域産業の振興等による雇用機会の創出と地域経済力の強化に資するため、財政、金融、税制等様々な側面からの支援措置が講じられている。

(1) 財政上の措置 ~半島循環道路等の整備等~

半島地域の振興上重要な道路・施設の整備等を促進するため、関係省庁において、各種の財政上の支援措置が講じられている。

半島循環道路等の整備(法第10条関係)

国土交通大臣が指定した半島振興対策実施地域を循環する主要な道路等(半島循環道路等)については、事業費の確保に配慮するとともに、地方道の改築経費の国庫補助率の特例措置を講じている。

(一般地域:50%、半島地域:55%)

基幹的な市町村道等の整備(法第11条関係)

基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道、漁港関連道については、都道府県が市町村に代わり新設及び改築を行うことができることとされている。また、当該都道府県が「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用団体である場合、国は補助率の嵩上げ(最高1.25倍まで)を行っている。

道路整備事業に対する地域総合整備事業債の許可(法第8条関係)

地方公共団体(都道府県、市町村)が地方単独事業として行う道路整備事業のうち、都道府県知事が指定した半島循環道路、一般国道へのアクセス道路等に関するものについては、地域総合整備事業債(特別分)の起債を許可することとされている。(充当率おおむね75%、特に重要で基幹的なものについてはおおむね85%)

地方税の不均一課税に伴う措置（法第17条関係、昭和61年度以降）

半島振興対策実施地域内において、地方公共団体が、製造業設備の新設又は増設を行った者に課する事業税、不動産取得税又は固定資産税に係る不均一課税を行った場合、減収額のうち一定の額を、地方交付税の算定上基準財政収入額から控除して補てんすることとされている。

その他の主要措置

（ 辺地法の対象地域の拡大、農道整備事業の採択基準の緩和、地方道（都道府県道）の1次改築に係る採択基準の緩和、広域化促進地域上水道施設整備事業の補助採択基準の緩和等 ）

(2) 金融上の措置 ～ 地域産業振興のための融資制度 ～ （法第9条関係）

地域産業振興特利制度（日本政策投資銀行による特利融資。昭和61年度から実施）

（ 製造業、鉱業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業に係る施設、地域生活利便施設の設備資金 ）

地域産業振興貸付制度（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による融資。昭和62年度から実施）

（雇用創出効果が3人以上見込まれる者（中小企業者）の設備資金及び長期運転資金）

(3) 税制上の措置 ～ 特別償却、買換え特例等 ～ （法第16条関係）

半島振興対策実施地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、税制上以下のような支援措置が講じられている。

特別償却（昭和61年度以降）（製造業）

事業用資産の買換え特例（昭和61年以降）（圧縮記帳等の特例（課税の繰延べ））

特別土地保有税の非課税（昭和62年度以降）（製造業、集会施設、スポーツ施設）

(4) その他の配慮事項

地方公共団体が実施する小型航空機用飛行場等の整備に関する事業の促進についての適切な配慮（法第12条関係）

情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての適切な配慮（法第13条関係）

老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜（デイサービス）を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等についての適切な配慮（法第14条関係）

文化的所産の保存及び活用についての適切な配慮、地域における文化の振興についての適切な配慮（法第15条関係）